

3-2 時代行列衣装寄託契約書綴(昭和8年以降)

概 要

染織祭衣装及び付属品の保管

主な内容

時代行列衣装保管を「松下季静」「荒木伊助」「高田茂」(※高田茂装束店、(株)高田装束店代表高田義男)の3商店に委託契約。

契約は昭和8年から昭和20年まで下記契約内容を基本に結ばれた。

<委託物>

上古時代衣装	但し附属品一式	16着	
奈良時代衣装	但し附属品一式	20着	
平安時代衣装	但し附属品一式	23着	
鎌倉時代衣装	但し附属品一式	22着	
室町時代衣装	但し附属品一式	13着	
桃山時代衣装	但し附属品一式	18着	
江戸時代初期衣装	但し附属品一式	16着	
江戸時代末期衣装	但し附属品一式	15着	合計 143着

※上記委託物は詳細内容が記された目録が添付。

目録には加筆にて次の通り記されている。

- 一. 法被 8時代各3着
- 一. 雨覆 8時代各1着
- 一. 楽器台 3個
- 一. 扇風機 1個
- 一. 一文字笠 17個
- 一. 整理縄 3束
- 一. 草履 15束
- 一. 高台寺蒔絵煙草盆(銀製長煙管附)一揃
- 一. 奈良時代用楽器
- 一. 猪飼嘯谷筆 8時代婦人●抽物 28幅(箱入) ※●=文字不明

<委託契約内容>

- ・受託者は衣装の汚損、毀損が生じた場合、委託者の定める金額の責務を負う。
- ・受託者は衣装に対する5万円の動産火災保険を受託者の責務で契約。
保険料内訳：火災保険65円、盗難保険175円、保管料120円
- ・委託者は受託者の保管料として年360円を支払う。(※180円を4月、10月の2回払い)

昭和8年

昭和8年5月13日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和9年4月染織祭举行の前日とす。

昭和9年

昭和9年4月9日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和10年4月染織祭举行の前日とす。

昭和10年

昭和10年4月16日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和11年4月染織祭举行の前日とす。

昭和11年

昭和11年4月6日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和12年4月染織祭举行の前日とす。

昭和12年

昭和12年4月12日付で契約を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和13年4月染織祭举行の前日とす。

昭和13年

昭和13年4月22日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和13年4月染織祭举行の前日とす。 ※昭和14年の誤り？

昭和14年

昭和14年4月15日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和15年4月染織祭举行の前日とす。

昭和15年

平成15年4月 日付で契約書を取り交わした。 ※日にちは空欄だが押印あり。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和16年4月染織祭举行の前日とす。

昭和16年

昭和16年4月16日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和17年4月染織祭举行の前日とす。

昭和17年

昭和17年4月22日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和 17 年 9 月 31 日とす。

昭和 18 年

—綴りなし—

昭和 19 年

—綴りなし—

昭和 20 年

昭和 20 年 9 月 3 日付で契約書を取り交わした。

契約内容：上記の通り

返還期間：昭和 21 年 9 月 3 日とす。